

連載 循環器ナースのための！

## ガイドライン読解塾

企画編集 眞茅みゆき 北里大学看護学部 看護システム学 准教授

「診療ガイドラインって、難しそう…」そんなふうに思って、敬遠していませんか？しかし、看護師にとってガイドラインは、臨床現場で行われている診断・治療をより正確に理解するための「教科書」。本連載では、循環器領域における代表的な診療ガイドラインについて、とくに看護の立場から解説します。しっかりと読解していきましょう！

ガイドラインを理解し、患者支援に活かす

執筆 山内典子

東京女子医科大学病院 看護部

## 第11回

## せん妄の治療指針

## はじめに

せん妄は、脳の機能不全に基づく意識混濁に、意識変動と認知の変化を呈する症候群であり、一般病院に入院する患者をケアするなかで、私たち看護師が最も頻繁に遭遇する精神障害の代表です。発症には、多種多様な身体疾患において複合的な要因が絡み合い、この傾向は患者が高齢になるにつれて強くなるといわれています。循環器科でも、高齢者に対してハイリスクな治療が行われることがあたりまえになっている昨今、せん妄は今後もますます増え続けることが予測されます。

今回は、せん妄の診断・治療に関するガイドラインのうち、代表的なものを2つ紹介します。ひとつは、米国精神医学会治療ガイドラインのなかにある『せん妄治療ガイドライン』<sup>1)</sup>であり、2000年に日本精神神経学会がその翻訳版を刊行しました。もうひとつは、

日本総合病院精神医学会が2005年に発行した『せん妄の治療指針』<sup>2)</sup>です。両者は重複する部分がありますが、前者は診断と評価を含む治療の全体を概説しているのに対して、後者では、とくに患者の安全の確保に始まり、初期鎮静の方法の詳細が示されているなど、より実用性を重んじた内容になっています。

そこで、今回は『せん妄治療ガイドライン』をベースに、『せん妄の治療指針』を随所に織り込みながら読み解いていきます。



## せん妄の治療—全体の概略—

『せん妄治療ガイドライン』（以下、本ガイドライン）は、せん妄治療のデータの要約を示した治療の解説本であり、精神科医がDSM-IVの診断基準に基づきせん妄を診断するところから治療が始まると述べています。これは「A. 診断と評価」に相応します（図1）。

次に、「B. 精神医学的管理」を主治医と連携して行い、安全性を確保しながらせん妄の原因を探り、患者の意思決定能力の問題を見極めて治療にあたります。さらに、看護師が中心に関与すべき「C. 環境的・支持的介入」、抗精神病薬を用いた薬物治療および特定の病因に対する薬物の使用方法として「D. 特定の身体的介入の選択」が示されています。

図1にあるとおり、A～Dは一方向的な流れによって進められるのではなく、原因の同定と治療を繰り返しながらせん妄の評価を重ね、また、同時に環境的な

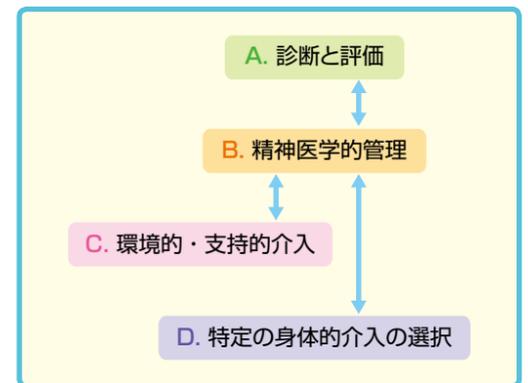


図1 せん妄治療の全体の概略

日本精神神経学会（監訳）、図「全体の概略」、米国精神医学会治療ガイドライン—せん妄、p82、2000年、医学書院より転載

アプローチ、薬物治療も並行して行われます。以下に、これら4つの項目について解説します。

## 診断と評価（図2）

せん妄の診断には、DSM-IVに示される診断基準を満たすかを確認すること（状態診断）、さらにその後、せん妄の病因を同定すること（病因診断）が必要です（図3）。

状態診断は、せん妄のみならず、いずれの型かを評価します<sup>3)</sup>。DSM-IVおよび本ガイドライン上には示されていませんが、米国精神医学会が現在作成を進めているDSM-Vの草案<sup>4)</sup>には、診断時に型を特定するように記載されています。また、せん妄に伴うその他の臨床像として、睡眠への影響、不安、易刺激性などの情動障害、危険行動・物品についても評価します。さらにここで、せん妄がうつ病や認知症と誤診されやすいことを挙げて注意を喚起しています。

病因診断では、身体疾患、薬物を含む治療に関する情報を得て、原因を直接、促進、準備因子に分けて考えます<sup>3)</sup>。また、離脱せん妄の原因となるアルコール・

睡眠薬などの乱用物質、麻酔薬や鎮痛剤などの医薬品やその他の精神障害の存在、過去のせん妄エピソードについても評価します。

最後に、心理社会的背景ならびに家族歴の評価を徹底すべきと述べています。この理由は、基盤にある身体疾患の重篤さにより、速やかな意思決定が求められる

## ガイドラインの注目ポイント1

患者は自分の置かれた状況がわからないうえに、時に幻覚・妄想が加わり、不安で落ち着かなくなります。その際、さまざまな物事を脅かしと感じ、大声をあげたり拒絶したりするのは当然のことです。これを踏まえ、自己または他者に危害を及ぼす可能性を評価します。